

別紙 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約の履行に当たっては、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することがないように、関係法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の安全管理措置)

第2条 乙は、この契約の履行に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(特定個人情報の管理体制の整備等)

第3条 乙は、この契約の履行において特定個人情報を取り扱うときは、特定個人情報の取扱いに関する責任者（以下「個人情報取扱責任者」という。）及び業務に従事する者（乙の役員、使用人及び派遣労働者等を含む。以下「業務従事者」という。）を特定し、あらかじめ書面により甲に通知しなければならない。個人情報取扱責任者又は業務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 乙は、業務従事者に対する特定個人情報の適正な取扱いに必要な監督を、個人情報取扱責任者に行わせなければならない。

3 乙は、個人情報取扱責任者及び業務従事者に対して、特定個人情報の適正な取扱いに必要な教育を実施しなければならない。

(秘密保持義務)

第4条 乙は、この契約の履行に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約の履行に関して個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

ならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による許諾を得たときは、この限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 乙は、この契約の履行に当たって甲から提供された個人情報が記載又は記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による許諾を得たときは、この限りでない。

(特定個人情報の持出しの禁止)

第8条 乙は、この契約の履行において特定個人情報を取り扱う場合において、この契約に係る仕様書等に特定個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)が定められていないときは、作業場所を特定し、あらかじめ書面により甲に通知しなければならない。作業場所を変更する場合も、同様とする。

2 乙は、特定個人情報を前項の作業場所から持ち出してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による許諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、この契約の履行に関する個人情報の取扱いを自ら行うものとし、第三者にその取扱いの全部又は一部の委託(以下「再委託」という。)をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による許諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の許諾を得て特定個人情報の取扱いを再委託しようとするとき又は再委託の内容を変更しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、甲の許諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う特定個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方の名称、代表者、所在地及び連絡先等
- (6) 再委託の相手方に求める特定個人情報の適切な安全管理措置の内容
- (7) 再委託の相手方における個人情報取扱責任者及び業務従事者

(8) 再委託の相手方における作業場所

(9) 再委託の相手方に対する監督方法

3 前項の場合において、乙は、再委託の相手方に対し、この特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。再委託の相手方による特定個人情報の取扱いを監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

4 第2項の場合において、乙は、乙と再委託の相手方との契約（以下「再委託契約」という。）の内容にかかわらず、再委託の相手方の特定個人情報の取扱い及びその結果について、甲に対して責任を負うものとする。

5 第2項の場合において、乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対して、番号法に基づき甲が果たすべき安全管理措置と同等の特定個人情報に係る安全管理義務を課すものとし、特定個人情報の適切な安全管理を図るために必要な事項について、書面により具体的に規定するものとする。

6 第2項の場合において、乙は、再委託の相手方に対し、再委託した特定個人情報の取扱いの全部又は一部の第三者への再度の委託（以下「再々委託」という。）を禁じなければならない。ただし、あらかじめ甲の書面による許諾を得たときは、この限りでない。

7 前各項の規定は、前項ただし書の許諾を得て特定個人情報の取扱いを再々委託しようとするとき又は再々委託の内容を変更しようとするときについて準用する。更に再度の委託を繰り返す場合も、同様とする。

（個人情報の返却、引渡し又は廃棄）

第10条 乙は、この契約の履行において甲から提供され、又は自ら取得し若しくは作成した個人情報が記載又は記録された資料等について、この契約が終了し、又は解除されたときは、甲の指示に基づいて直ちに返却し、引き渡し又は廃棄しなければならない。

2 乙は、前項の甲の指示に基づいて個人情報を廃棄するときは、個人情報が記載又は記録された資料等を物理的に破壊する等、当該資料等に記載又は記録された個人情報を判読及び復元できない方法で廃棄するものとし、甲に対して、廃棄を行ったことを証する書面を遅滞なく提出しなければならない。

（報告及び調査）

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、この契約の履行における個人情報取扱状況その他の安全管理措置の実施状況について、書面による報告を求め、又は調査することができる。

2 前項の場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙の作業現場等において実地の調査を行うことができる。

3 乙は、前2項の規定に基づき甲が報告を求め、又は調査するときは、遅滞なくこれに従わなければならない。

(事故発生時等における報告等)

第12条 乙は、この契約の履行において個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の場合においては、甲と協議の上、被害を最小限に抑えるための措置を講じ、事故の原因を分析して再発防止策を講じ、及び事故が発生した個人情報によって識別される特定の個人に対して事故の事実関係等を通知する等の必要な措置を講じなければならない。

3 第1項の場合において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの特記事項に違反したときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第14条 甲は、乙がこの特記事項に違反した場合において、甲に損害が生じたときは、乙に対して、その損害の賠償を請求することができる。

。